

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
22	農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し	農林水産省、文部科学省	1
27	農村地域産業等導入基本計画の廃止等	農林水産省	9
26	地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し	国土交通省	15
19	感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し	厚生労働省	21

# 農地の一時転用における許可不要な場合の 追加等の見直しについて

令和3年10月14日

農林水産省

# 1 . 農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

---

# 埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用不要化について農林水産省からの回答

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間で原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

## 【農林水産省からの一次回答】

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。

ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。



## 【第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】

埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいか。その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。

また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。

本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必須であることをお含み置きいただいたうえで検討願いたい。

## 【農林水産省からの二次回答】

現在、文化庁及び内閣府地方分権室と調整の上で、埋蔵文化財の試掘調査の実態や、これまでに周辺の営農に支障が生じた事例の有無について、調査を行っているところである。本調査結果によって、周辺農地への支障を生じるような問題が生じていないのであれば、一時転用許可を不要としてよいと考えている。

また、第1次回答でお答えした「他の代替措置」についても、上記の調査結果により必要性を含め判断することとするが、仮に代替措置を必要とする場合でも、ご提案の趣旨を踏まえ、極力軽易なものにしたいと考えている。

許可不要とする場合は省令の改正を予定しており、その改正時期は令和3年度末を予定している。

# 埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可事例の調査結果について

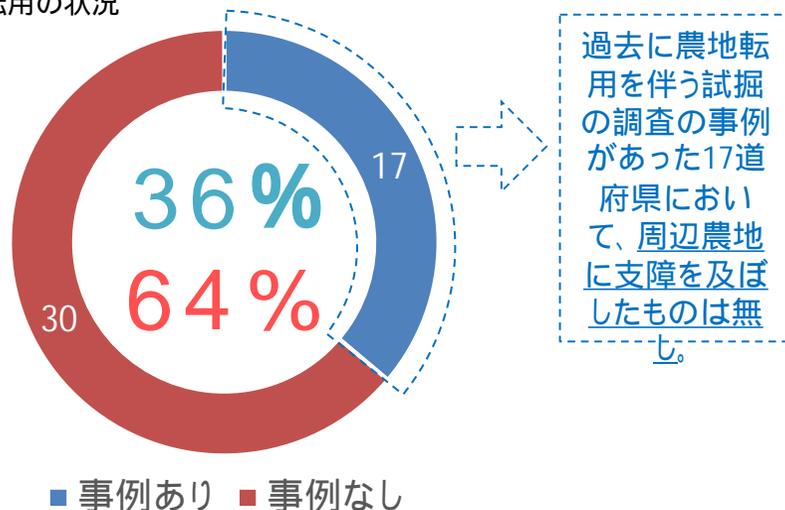
農地において埋蔵文化財の試掘調査を行う際の一時転用許可手続きの不要化を検討するに当たり、一時転用許可の実態を把握するため、農地転用許可権者である都道府県知事に対して、試掘調査の事例調査を実施した。(事例は試掘期間が長いものから選定。)

事例調査の結果、過去3年間に試掘の事例があったのは、47都道府県中17道府県であった。また、これらの道府県において、試掘調査による周辺の農地に係る営農条件に支障を生じたものは1件も存在しなかった。【表1】

試掘調査に要した期間は、平均で2ヶ月程度であったが、多くは1ヶ月以内の短期間で完了するものであった。【表2】

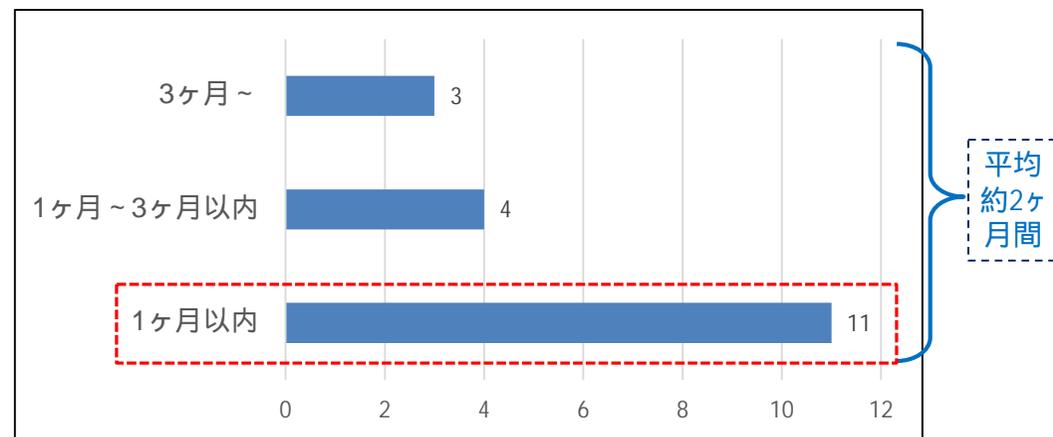
【表1】試掘調査に係る転用許可の実施状況

全国47都道府県における過去3ヶ年の試掘調査による農地転用の状況



(単位:都道府県)

【表2】試掘調査に係る調査期間



調査を行った26事例のうち、試掘期間が判明している18事例の集計結果による。

# 埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可事例の調査結果について

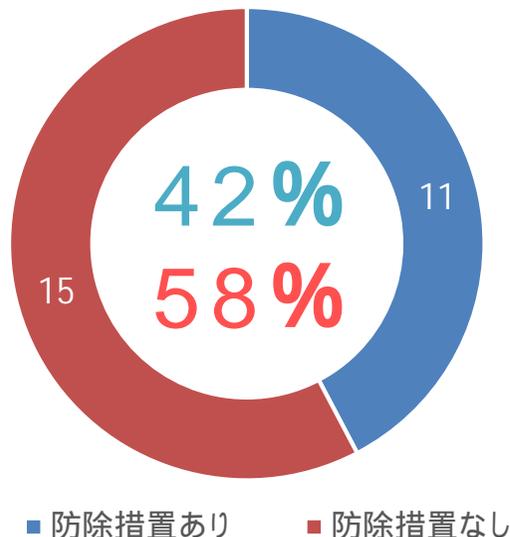
一時転用許可に当たっては、周辺農地の営農に支障を及ぼさないこととする観点から、被害防除措置を取っているものも多くみられた。【表3】

(参考) 防除措置の事例

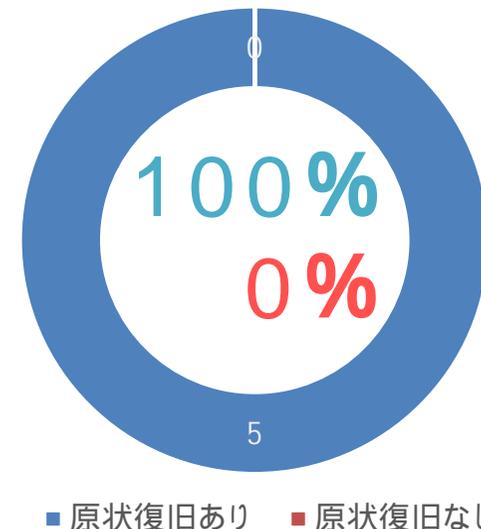
- 試掘による土砂の飛散防止措置
- 試掘による湧水の発生や雨水が滞留した場合の排水処理
- 試掘により発生した一時排土の高さ制限
- 隣接農地からの距離の確保 等

試掘後の現状復旧の状況について、試掘調査の完了後に開発が予定されているものを除き、全ての案件で原状復旧が確認された。【表4】

【表3】 被害防除措置の状況



【表4】 試掘後の原状復旧の状況



## 調査結果を踏まえた今後の対応方針について

調査の結果、埋蔵文化財の試掘調査によって周辺農地への支障等が生じたものは見られなかった。また、このことに加え、試掘調査の実施主体が公的主体によるものであること、試掘を実施する土地は用地選定の任意性が少ないものであることを踏まえ、これらを総合的に勘案した結果、地方公共団体の文化財保護部局による埋蔵文化財の試掘に係る農地転用許可は不要とすることとし、農地法施行規則の改正により対応することとする。

一方で、被害防除措置がとられていることが、試掘による周辺農地の営農に支障が生じなかった要因の一つとして考えられることから、許可不要とするに当たっては、以下のことについて、文化庁から地方公共団体の文化財保護部局に対して、事務連絡等で周知するものとする。

以上のことは、令和3年度内に対応することとする。

(文化庁から地方公共団体の文化財保護部局に周知する内容)

試掘調査を行うに当たっては、地方公共団体の文化財保護部局から農業委員会に事前に試掘調査の実施についての連絡を行い、違反転用行為と誤認する等により農業委員会の事務に支障が出ないように留意すること。

試掘調査に当たっては、周辺の農地に係る営農条件等に支障を生じないように、土砂の飛散防止措置や、排水処理の措置、日照防止措置等の被害防除措置を行うこと。

試掘調査の実施後は、速やかに元の農地に原状復旧することし、営農に支障が生じないように留意すること。

## 2 . 荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の 一時転用許可の緩和

---

# 荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和について 農林水産省からの回答

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる（荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。）としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知）を改正すること。

## 【農林水産省からの一次回答】

営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連坦しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用を可能とすることとする。

このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。

## 【第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】

当県としては、経営耕地（荒廃農地以外の農地）の範囲を、荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えない場合を想定しているが、1次回答中の「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とはどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

また、本案件は荒廃農地の再生利用の観点から、早期に実現していただきたいと考えている。

## 【農林水産省からの二次回答】

第1次回答における「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とは、一団のまとまりのある農地のうち荒廃農地の面積が2分の1を超えている場合であって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合を想定している。

なお、本件については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知）の改正において技術的助言として明確化することとし、令和3年度末の改正を予定している。

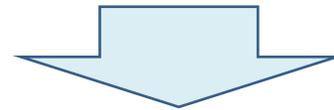
# 農村地域への産業の導入に関する基本計画の根本的な見直し

令和3年10月14日

**農林水産省**

## 法律の目的

農村地域への①産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに②農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって③農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。



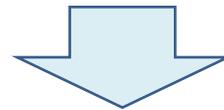
## 講ずる措置

国、都道府県、市町村が一体となって、①～③の措置を講ずる。

# 基本計画の記載事項について

## 法改正(平成29年7月施行)

対象業種を従来の工業等5業種から拡大する改正に併せ、都道府県の定める基本計画の義務的記載事項について、以下のとおり再整理を行った。



## 基本計画の義務的記載事項

- ① 導入すべき産業の業種
- ② 前ページの①～③の措置(講ずる措置)に関する目標
- ③ 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用調整に関する方針

# 〈参考〉業種選定に係る現行の運用

## 農村地域への産業の導入に関する基本方針（平成29年8月25日付け官庁報告）

### 1 農村地域への産業の導入の目標

(2) 導入産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。なお、導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれる。この場合において、雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえるとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。

## 農村地域への産業の導入に関するガイドライン

（平成30年1月19日付け厚生労働省職業安定局、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長通知）

### 第3 基本計画

ウ 導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとする。基本方針1(2)の「雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえる」とは、立地ニーズや事業の実現の見通しについて、産業を導入したい農村側及び施設を立地したい産業側双方のニーズをヒアリング等により把握した上で、導入産業を選定することをいう。具体的には、都道府県が基本計画を策定するに当たっては、市町村と事業者の間で、産業導入地区の候補及び規模につき、ある程度、具体的に話が進んでいることを市町村のヒアリング等により把握する。

## 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく基本計画策定に当たっての留意点について

（平成29年11月14日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第4条第1項に規定する基本計画の策定に当たっては、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第48号)による対象業種の拡大に伴い、地域の実情を踏まえ業種を定めることとなるが、その際に求められる調整水準について都道府県の認識に幅が見られることから、その考え方を明確化する必要がある。このため、本通知は、基本計画に記載する導入業種を選定する際には、産業導入地区の候補について、市町村と事業者が調整(※)を実施している状態にあるかどうかを確認した上で、事業者の業種を含む中分類を記載するものとするを明らかにするものである。

(※)調整の水準については、市町村と事業者が、農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針を理解し、

- ・産業導入地区の候補
- ・導入産業の規模

につき、ある程度、具体的に話が進んでいる段階とする。

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画の根本的な見直しの提案に関する 農林水産省からの回答

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画（以下「基本計画」という）を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

## 【農林水産省からの一次回答】

農村産業法及び同法に基づく国の基本方針（農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定）において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。

都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。

## 〈今後の方針〉

- 基本計画の重要性を踏まえ、一次回答をしたところであるが、農林水産省としても、御提案は、現行において基本計画にない業種を実施計画に盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要となり、これが都道府県の事務負担になっていることが背景となっているものと理解している。
- 今後、業種選定に係るこうした運用を規定している基本方針やガイドライン等について見直す方向で検討して参りたい。



# 農村地域への産業の導入に関する基本計画の根本的な見直しの提案に関する 農林水産省からの回答

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画（以下「基本計画」という）を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

## 【農林水産省からの二次回答】

農村産業法は、3つの目標（導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入目標、農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標、農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標）を同時に達成することにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図ることを目的としている。

こうしたことから、都道府県も地域の実情を活かし、その実情にあった都道府県としての目標と目標達成のための手段を定め、かつ農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針として土地利用の調整ルールを定めることを規定しており、目標とそれを達成するための手段を組み合わせた内容を定めることから、他の法令と同様に計画として位置づけられている。

また、本制度は、農村地域に産業を導入するにあたって、税制等の優遇措置とその他の国の支援が措置されていることから同意付き協議の手続きが設けられているとともに、都道府県は基本計画を作成し、目標達成するための措置を講ずる役割も担っていることから、都道府県の役割が地方拠点都市の指定を行うことのみに限られる地方拠点法のようなスキームとすることは困難であると考えます。

当省としては、今回の御提案は、現行において基本計画にない業種を実施計画に盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要となり、これが都道府県の事務負担になっていることが背景となっているものと理解しているところであり、本件に対しては、業種選定に係るこうした運用を規定している基本方針やガイドライン等について見直すことで対応して参りたい。